

「中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金」 のお知らせ

概要

市内中小企業者に対して、新しい生活様式に対応した事業展開・働き方への対応に必要な設備・機器等の導入に要した経費の一部を助成します。

申請期間

令和2年10月20日(火)から令和2年11月19日(木)まで

※申請締切日の消印有効

注意事項

記載漏れや添付書類の不足など申請書に不備がある場合は対象となりませんので、お気を付けください。なお、提出された書類の返却は行いません。

補助額

1事業者あたり上限50万円

※ただし、購入・施工等費用が合計で20万円(補助金額15万円)に満たない場合は補助金の対象外になります。

※既存設備・機器等の単なる更新や買替えは対象になりません。

補助率

補助対象経費(購入・施工等費用)の3/4(75%)以内

(例1) 100万円(税抜)の設備・機器等を導入する場合 補助額50万円
 $100万円 \times 3/4 = 75万円 \rightarrow$ 補助上限50万円

(例2) 25万円(税抜)と15万円(税抜)の設備・機器等を導入する場合 補助額30万円
 $(25万円 + 15万円) \times 3/4 = 30万円 \rightarrow$ 補助上限50万円以内

(例3) 19万円(税抜)の設備・機器等を導入する場合 補助対象外
 $19万円 \times 3/4 = 14.25万円 \rightarrow$ 15万円未満のため対象外

主な交付要件

補助対象者

以下の要件等をすべて満たす方

- (1) 中小企業基本法に定める中小企業者であること
- (2) 本店又は本社が名古屋市内である方
個人事業主にあつては、現住所が名古屋市内である方
- (3) 3期以上確定申告を行っている方
- (4) 公序良俗に反する事業を営んでいない方 等

補助対象経費

以下の要件をすべて満たす設備・機器等の購入・施工等に要する経費のうち
令和3年1月31日までに支払った金額

- (1) 新しい生活様式・働き方に対応した事業展開等に必要な設備・機器等
- (2) 名古屋市内の事業所等に設置する設備・機器等
- (3) 令和2年10月20日以後に契約し、購入・施工・リースする設備・機器等
- (4) 令和3年1月31日までに納入・工事が完了する設備・機器等

【補助対象外経費】

- (1) 人件費
- (2) 事業継続経費(光熱水費、不動産賃借料、サービス・ソフトウェア等の使用料等)
- (3) 購入に係る経費のうち以下に該当するもの
ア 原材料や消耗品の購入費 イ 販売やレンタル等を目的とした製品等の購入費
- (4) 公租公課(消費税等)
- (5) 既存設備・機器等の撤去・廃棄に係る経費
- (6) 修理又は修繕に係る経費(新しい生活様式・働き方に対応するための改装工事費は除く)

このリーフレットに記載している内容は制度の概要です。

詳細はウェブサイトをご覧ください。

コールセンター
(10月20日開設)

052-228-7024

(平日の午前9時から午後5時まで)
※土・日・祝日と12月29日～1月3日を除く

ウェブ
サイトは
こちら



<https://www.atarashiiseikatsu-shien.nagoya>

※審査についての問い合わせには応じられません